

令和3年度 新・省エネルギー機器導入支援事業補助金に関するご案内

御殿場市では、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助金の交付を行っています。

【 補助対象者 】

※御殿場市に住民登録があり、過去に同じ補助対象機器で補助金の交付を受けていない者に限ります。

補助対象機器の種別	補助対象者
1 太陽光発電システム	自ら居住する住宅で電力を使用するために市内の当該住宅の屋根等に太陽光発電システムを設置し、又は同システムが設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納がないもの
2 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	市内の住宅に家庭用エネルギー管理システムを設置し、又は同システムが設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納がないもの
3 燃料電池給湯器（エネファーム）	市内の住宅に燃料電池給湯器を設置し、又は同給湯器が設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納がないもの
4 リチウムイオン蓄電池システム	市内の住宅にリチウムイオン蓄電池システムを設置し、又は同システムが設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納がないもの
5 太陽熱高度利用システム	市内の住宅の屋根等に太陽熱高度利用システムを設置し、又は同システムが設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納がないもの
6 電気自動車	個人で使用することを目的に、自家用で電気自動車を購入した者で、市町村税の滞納がないもの
7 燃料電池自動車	個人で使用することを目的に、自家用で燃料電池自動車を購入した者で、市町村税の滞納がないもの

【 補助対象機器設置期間 】

令和3年3月1日（月）から令和4年3月31日（木）までに保証開始（登録）した機器が令和3年度の補助対象機器となります。

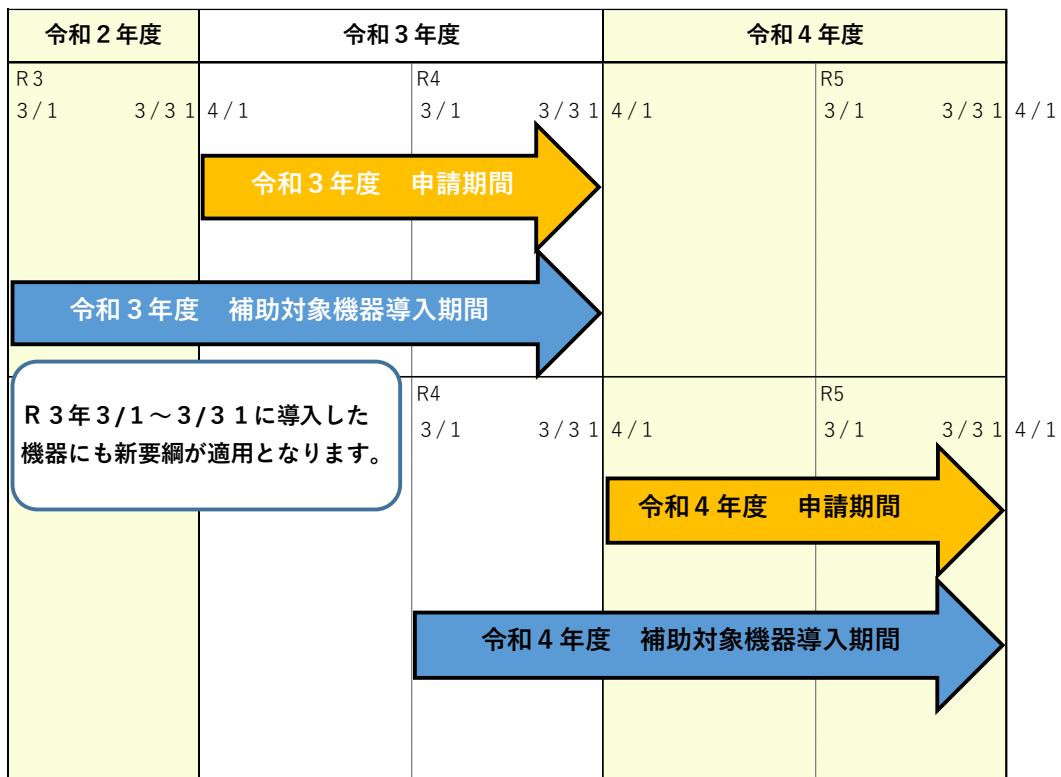
【申請期間】

申請は保証開始日以後（登録後）の申請になります。

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに申請してください。

※予算の範囲内での補助金交付となるため、お早めに申請をお願いします。

《申請期間 参考図》



※申請期間は開庁日の関係で前後することがあります。

【補助額・補助対象機器】※全ての機器においてリースは対象外

補助対象機器	補助額 (一律)	補助対象機器の条件
1 太陽光発電システム	1万円/kW 上限5万円	住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムのうちモジュール最大出力が10kW未満の住宅用のもの *増設は対象外
2 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1万円	ECHONET-Liteの規格を標準インターフェイスとして搭載し、電気使用量の計測、データの蓄積、可視化及び個々の家電機器を制御する機能を有したシステム

3 燃料電池給湯器 (エネファーム)	5万円	住宅用に設置し、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、水素と酸素の化学反応による発電時の熱を利用した給湯器で、低位発熱量基準の総合効率が80%以上のもの
4 リチウムイオン蓄電池システム	1万円/kWh 上限5万円	住宅用に設置し、リチウムイオン蓄電池に加え、電力変換装置を備えたシステムで定置式のもの *電力変換装置内蔵型の場合 内蔵していることを示す書類を添付
5 太陽熱高度利用システム	2万円	住宅の屋根等に設置し、集熱媒体を強制循環させる太陽集熱器、蓄熱槽等によって構成され、給湯等に利用可能なシステム (強制循環型)
6 電気自動車	5万円	初度登録のもの
7 燃料電池自動車	5万円	初度登録のもの

【申請時の必要書類】

- ・太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池給湯器(エネファーム)、リチウムイオン蓄電池システム又は太陽熱高度利用システム
- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 設置機器の保証書等の写し
 - (3) 設置機器及びその設置に係る領収書の写し
(領収の日付、発行する業者名と社印、申請者の氏名等明記)
 - (4) 設置機器に係る内訳書の写し(見積書等、工事費用の詳細が分かるもの)
 - (5) 申請書を提出する月に発行された「滞納のない証明書」
 《市役所税務課、各支所、駅前サービスセンターで「滞納のない証明書」を取得してください》
 ※令和3年1月1日に御殿場市に居住していなかった方は、前住所地で税金を完納していることが分かる書類(完納証明書、納税証明書、滞納のない証明書など)を取得し添付してください。
申請書提出月に発行されたものが必要です。
 - (6) 設置機器の仕様が確認できる資料(パンフレットのコピー等)
 ※設置機器のメーカーと機種名、性能が確認できるもの
 - (7) 機器設置の状況を示すカラー写真(4ページの表をご確認ください)

「型式No.」と記載があるものは、型式をはっきりと確認できるように設置機器の表示部分を写した写真を用意してください。

1 太陽光発電システム

- ①全てのモジュール設置面
- ②パワーコンディショナー
- ③モジュールの設置面を含む家の全体写真

※モジュールの設置枚数が写真で確認できない場合は、モジュール配置図を添付してください。

2 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

- ①計測ユニットの全景及び型式No.
- ②モニター（家庭の使用電力の状況が分かる画面）
- ③家の全体写真等

3 燃料電池給湯器（エネファーム）

- ①燃料電池ユニットの全景及び型式No.
 - ②貯湯ユニットの全景及び型式No.
 - ③燃料電池ユニット・貯湯ユニットを含む家の全体写真等
- ※ユニットを含む家の全景を撮影するのが困難な場合は、家の全景写真のみでも可)
※①②は同じ写真に収めていただいても構いません。

4 リチウムイオン蓄電池システム

- ①蓄電池ユニットの全景及び型式No.
 - ②電力変換装置（パワーコンディショナー）の全景及び型式No.
- ※電力変換装置内蔵型の場合、内蔵していることを示す書類を添付してください。（施工業者作成の図面でも可）
- ③家の全体写真等

5 太陽熱高度利用システム

- ①集熱器
- ②貯湯タンク
- ③集熱器、貯湯タンクを含む家の全体写真等

(8) 補助金交付請求書（第3号様式）※1

(9) その他市長が必要と認めるもの

・電気自動車又は燃料電池自動車

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 車検証の写し
- (3) 領収書の写し
(領収の日付、発行する業者名と社印、申請者の氏名等明記)
- (4) 領収内容の詳細がわかる内訳書の写し
- (5) 申請書を提出する月に発行された「滞納のない証明書」
《市役所税務課、各支所、駅前サービスセンターで「滞納のない証明書」を取得してください》
※令和3年1月1日に御殿場市に居住していなかった方は、前住所地で税金を完納していることが分かる書類（完納証明書、納税証明書、滞納のない証明書など）を取得し添付してください。

申請書提出月に発行されたものが必要です。

- (6) 車検証の所有者と使用者が異なる場合は、その理由が分かる書類の写し
- (7) 補助金交付請求書（第3号様式）※1
- (8) その他市長が必要と認めるもの

※1【補助金の請求】

市から補助金の交付決定を受けた方は、補助金交付決定通知書を受けた日から7日以内に、補助金交付請求書【様式第3号】を環境課に提出することになっておりますが、補助金交付申請書提出時に一緒に提出していただいても構いません。その際は日付や交付決定通知の日付、金額等は記入しないでください。また、印を鮮明に押印し、記入間違いのないよう注意してください。

【注意事項】

☆申請書類に不備がある場合や申請期間を過ぎている場合については、受理することができません。
チェックシートによる事前確認をお奨めします。

☆過去に補助金交付を受けた補助対象機器（燃料電池給湯器の場合は、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器も含む）について、法定耐用年数の経過前に付け替える場合は補助対象外です。

☆業者の方が代理申請する場合は、「代理人選任届」の提出が必要です。
申請者本人が記入してください。

☆鉛筆や消せるペン（フリクション等）で記入されたもの、押印箇所にマーカー等で記入があるものは再提出をお願いすることができます。

☆申請書、請求書の日付欄は記入しないでください。
(記入されていると再提出をお願いすることができます。)

☆請求書の記載誤りについては、訂正印による訂正が原則認められません。記載誤りの場合は、書き直していただくこととなります。

☆保証開始日（登録日）が同一年度の補助対象機器導入期間中であれば複数機器の同時申請は可能ですが、年度をまたぐ場合、それぞれの年度で申請していただくこととなります。

【書類提出場所】

御殿場市役所 本庁舎1階 環境部 環境課 へ直接お持ちください。
※窓口での提出ができない場合は、事前にお問い合わせください。

問い合わせ

御殿場市役所 環境部 環境課 環境政策・保全スタッフ

TEL : 0550-83-1603

FAX : 0550-83-1685

E-mail : kankyo@city.gotemba.lg.jp

案内図

